

寝屋川市交通安全都市推進委員会
議案書

寝 屋 川 市

令和7年度 寝屋川市交通安全実施計画（案）

はじめに

本市における令和6年の交通事故状況は、前年と比較して、交通事故発生件数は786件、負傷者数896人、死者数0人となっており、交通事故件数、負傷者数及び死者数は減少しています。

昨年と比較して減少しているものの、大阪府内の交通事故死者数は、127人で、未だ多くの尊い命が失われている状況にあります。

このような中、市民の安全で安心な暮らしを実現するためには、市内の交通情勢や高齢化の進展を踏まえ、各地域や生活に密着した効果的な交通安全の取組をより一層推進し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、より安全な交通環境や高齢者が安全に移動できる社会を構築していくことが求められています。

なお、市内の保育園、幼稚園、小学校1年生を対象として実施している「交通安全教室」や小学校3年生、中学校1年生、高校生、市職員を対象として実施している「自転車安全利用講習会」など、交通安全の意識やマナーを向上する取組みを引き続き進めてまいります。

また、令和6年度におきましては、新規事業として、市立小学校の1年生・2年生へ、更なる交通安全のマナーアップを図るため、交通安全に関する問題を夏休みの宿題として、小学校で配布されているタブレットを使用し、学習して頂き、保護者と一緒に考え、答えを導き出すことにより道路、歩道を通行する際の注意点や自転車の安全運転等に関する知識を習得し、交通事故を未然に防止することを目的として、交通安全チャレンジを実施し、また頭部損傷の事故率が多い65歳以上のシルバー世代に対しても、自転車乗車用ヘルメット購入補助事業を実施いたしました。

寝屋川市交通安全都市推進委員会では、寝屋川市交通安全実施計

画に基づき、市民や各関係団体の協力のもと、幅広い交通安全運動を展開し「市民の生活を守る」ことを使命として、交通事故のない社会、安全で安心して暮らすことのできるまちを実現するため、総合的な取組みを推進してまいります。

運動の重点・スローガン

～ ねやがわ 交通マナーを高めよう！ ～

【交通死亡事故の防止】

しっかりと ルール守って 事故防止

【めいわく駐車・放置自転車の追放】

その駐車 あなたはよくても みんなが困る

【公共交通の利用促進】

今日も 必要ですか その車

【運動の進め方】

主要行事計画等（別記1）に基づいて、市民運動を効果的に推進することとします。

なお、各運動等では、府内における交通事故の特徴を踏まえ、その都度運動の重点を定め、効果的に運動等を展開することとします。

1. 交通死亡事故の防止

（1）市民ぐるみの実践活動の促進

- ① 高齢者による交通事故を防止するため、自治会や老人クラブを対象とした交通安全講習会をはじめ、高齢者交通安全リーダー研修会や、地域交通安全活動推進委員等、地域団体と連携した地域ぐるみによる啓発活動の促進
- ② 自転車利用時の交通ルール遵守及び交通マナー実践の促進のため、市内の小・中学生及び高校生に対し自転車安全利用講習会を実施し、小・中学生には自転車安全運転者証と自転車用ライトを交付
- ③ 歩行者に対して車や自転車の存在を知らせるため、夕暮れ時や雨天時等、ヘッドライトの早めの点灯及び自転車の無灯火運転の防止並びに反射材の活用（トワイライト・オン運動の推進）
- ④ 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転をはじめ速度超過、信号無視等の悪質・危険な運転の追放
- ⑥ 家庭・地域・学校・職場等における交通安全実践ポイントの徹底
- ⑦ 寝屋川市自転車安全利用条例の積極的な周知活動による、自転車保険の加入促進と、自転車乗車用ヘルメットの着用促進

- ⑧ 自動車運転者は、横断歩道手前で停止し、横断する歩行者に「目と手で合図(ハンドサイン)」の実践、また歩行者は、横断歩道を渡る時は自動車等の運転者に「目と手で合図(ハンドサイン)」の実践(ハンドサインの推進)

(2) 広報活動の推進

- ① 各季の交通安全運動及び府内一斉交通安全指導日を中心としたキャンペーンの展開(別記1)
- ② 運転免許証の自主返納を促進するなど、広報ねやがわ及びホームページの積極的な活用とポスター・リーフレット等による広報活動の推進
- ③ 庁舎への懸垂幕等での啓発
- ④ 庁内放送等による交通安全運動期間の周知徹底

(3) 交通安全教育活動の推進

- ① 未就学児及び小学生を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ② 自転車利用者に対する交通ルールの遵守及びマナーの向上のための指導・教育の推進
- ③ 春・秋における交通安全運転講習会の開催
- ④ 安全運転管理者等による安全運転についての徹底
- ⑤ 交通安全DVDをはじめとした各種教材の活用
- ⑥ 自転車安全利用講習会後に小学校3年生及び中学校1年生に対して自転車用ライトの交付
- ⑦ 交通安全講習会による交通安全教室の開催

(4) 道路交通環境の整備

- ① 道路交通環境改善のため、必要に応じて防護柵や道路照明灯、道路反射鏡、発光式交差点中心鏡、区画線等の路面表示等によ

る交通実態に即した交通安全施設等の整備

- ② 消えかけている路面表示及び古くなった啓発看板の更新
- ③ 道路不法占拠物件の排除等
- ④ 事故危険箇所及び主要な渋滞ポイントを重点とした交通安全施設等の協議等
- ⑤ 地域住民や関係機関と連携した交通安全総点検の実施

(5) 交通指導取締り活動の強化

- ① 事故多発路線・交差点における重大事故に直結する速度超過、信号無視、飲酒運転及び横断歩道における歩行者妨害等に対する指導取締りの要請
- ② 関係機関との連携による、改正道路交通法の周知活動及び自転車利用者の法令違反に対する指導・啓発等

2. めいわく駐車・放置自転車の追放

(1) めいわく駐車防止・追放実践活動の推進

- ① 寝屋川市めいわく駐車防止に関する条例に基づき、めいわく駐車防止・追放の啓発活動を寝屋川警察署と連携し、積極的に推進
- ② めいわく駐車防止重点地域に指定している京阪寝屋川市駅周辺に交通指導員を配置し、めいわく駐車ドライバーへの指導、チラシ等による啓発・駐車場への誘導をはじめ、悪質な車両等については寝屋川警察署へ取締り要請を行い、めいわく駐車防止・追放を図る
- ③ 安全運転管理者等による適正な駐車管理の徹底
- ④ 駐車監視員制度により、めいわく駐車が原因となる交通事故の防止

(2) 駐車環境等の整備

- ① 集客性のある商業施設の設置者に対し大規模小売店舗立地法や寝屋川市開発事業に関する指導要綱により必要に応じて駐車場等の確保に関する資料の提出を求め指導
- ② 地域の道路交通実態に応じた駐車禁止規制の要請
- ③ 放置自動車等の早期撤去による交通環境の保全

(3) 放置自転車対策の推進

- ① 歩行者及び身体障害者の安全確保と市民のモラルを高めるため、自転車等を放置させないよう、街頭啓発・指導の実施
- ② 自転車等放置禁止区域における放置自転車等の追放
- ③ 商業施設設置者に対し、買い物客用自転車駐車場の整備指導及び交通誘導員の配置を指導
- ④ 自転車安全利用のための交通安全教育を実施し、放置自転車の禁止について周知徹底

3. 公共交通の利用促進

(1) ノーマイカーデーの推進

- ① 広報ねやがわの積極的な活用と庁内放送による運動の周知徹底
- ② 安全運転講習会開催時におけるノーマイカーデーの周知と啓発
- ③ 企業・事業主、安全運転管理者等による指導のほか、会議・会合等あらゆる機会を通じての啓発活動の推進

(2) 公共交通への利用の促進

- ① 利用者の利便性を図るため、コミュニティバス(ねやBUS)や乗合い事業等を推進
- ② 公共交通の利用促進を図るため、ICカードを活用した公共交通サービスの運用を検討

令和7年度 主要行事計画

主要行事計画	期間
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)
夏の交通事故防止運動	7月1日(火)～7月31日(木)
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)
踏切事故防止キャンペーン	11月1日(土)～11月10日(月)
自転車マナーアップ強化月間 (駅前放置自転車クリーンキャンペーン)	11月1日(土)～11月30日(日)
年末の交通事故防止運動	12月1日(月)～12月31日(水)

府内一斉交通安全指導日

- ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 … 毎月 8日
- 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 … 毎月 15日
- 高齢者交通事故ゼロの日 … 毎月 15日
- シートベルト着用徹底の日 … 毎月 15日
- ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー … 毎月 20日
(3月、4月は21日、7月は22日)

全国統一行事

- 交通事故死ゼロを目指す日 … 4月10日、9月30日
- バイクの日 … 8月19日

広報啓発イベント

- 春の全国交通安全運動キャンペーン … 4月7日(月)
- 2025 おおさか交通安全ファミリーフェスティバル
… 9月23日(火・秋分の日)

交通安全「実践ポイント」

別記2

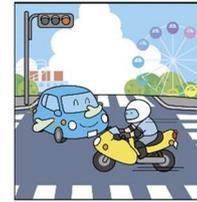
歩行者

- 信号は必ず守ろう
- 横断歩道を渡ろう
- 横断歩道を渡る時は、自動車等の運転者に「目と手で合図(ハンドサイン)」をしよう
- 夕暮れ時や夜間は明るい目立つ色の服装をし、カバン等に反射材をつけよう
- スマートフォン等の操作など注意力が散漫になる「ながら」行為はやめよう



二輪車運転者

- 信号は必ず守ろう
- 交差点等では必ず安全確認をしよう
- 曲がり角やカーブの手前では減速しよう
- 無理な追い越し、割り込み、すり抜け運転はやめよう
- ヘルメット、プロテクターを必ず着用しよう
- 気持ちと時間にゆとりを持ち、危険を予測した運転をしよう



自転車利用者

- 自転車安全利用五則を守ろう
 - 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5 ヘルメットを着用
- 自転車保険に加入しよう
- ながら運転はやめよう
- 自転車を安全に利用するために定期的に点検整備をしよう
- 自転車の放置はやめよう



自動車運転者

- 飲酒運転はやめよう
- スピードを落とそう
- 信号は必ず守ろう
- 横断歩道手前で停止し、横断する歩行者に「目と手で合図(ハンドサイン)」をしよう
- 全ての座席でシートベルトを必ずつけよう
- 幼児を乗せるときはチャイルドシートを正しく使用しよう
- 運転中のスマートフォン等の操作やカーナビ等の注視はやめよう
- めいわく駐車はやめよう
- ドライブレコーダーを活用しよう



家庭・地域・学校

- 家庭で飲酒運転について話し合おう
- 保護者や大人がこどもの手本になろう
- 「車に気をつけて」等、声を掛け合おう
- 交通安全教室を開催しよう
- めいわく駐車や自転車の放置はやめよう



職場

- 飲酒運転を追放しよう
- マイカー通勤は自粛しよう
- 過積載の防止等安全運行を徹底しよう
- 安全運転管理、駐車管理を徹底しよう
- めいわく駐車追放モデル事務所の宣言をしよう
- 交通安全教室を開催しよう



トワイライト・オン運動

- 夕暮れ時には、早めにライトを点灯し、夜間はハイビームを適切に活用しよう
- 自転車利用者は、夜間は必ずライトをつけよう
- 歩行者・自転車利用者は、夕暮れ時や夜間は明るい目立つ色の服装をし、カバン等に反射材をつけよう